

## 特定支障除去等事業実施計画の変更

改正産廃特措法に基づき、青森・岩手県境産業廃棄物不法投棄事案に係る特定支障除去等事業実施計画について、事業期間を平成34年度まで延長する等の変更実施計画書を策定し、現在、環境省と協議中です。

### 1 経緯

- (1) 平成24年11月10日(土)に開催された第45回原状回復対策推進協議会において、変更実施計画書案について了承をいただきました。
- (2) 平成24年11月26日(月)に開催された第16回青森県環境審議会に変更実施計画書案を諮問し、別添1のとおり、適当と認められるとの答申をいただきました。
- (3) 平成24年11月27日(火)に、田子町から変更実施計画書案について、別添2のとおり適当と認めるとの回答をいただきました。なお、回答にあたり付記された意見については、アーカイブによる情報発信など、これを十分に尊重しながら原状回復対策事業を進めていきます。
- (4) 平成24年12月6日(木)に行われた環境省による行政対応検証ヒアリングにおいて、別添3のとおり意見をいただきました。
- (5) 平成24年12月13日(木)に、環境省との事前協議を開始しました。
- (6) 平成25年2月5日(火)に行われた公益財団法人産業廃棄物処理事業振興財団による原状回復特定事業に関する調査会において、別添4のとおり意見をいただきました。

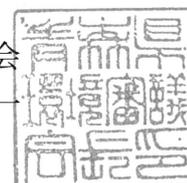
### 2 今後の予定

現在、環境省による行政対応検証及び原状回復特定事業に関する調査会の意見を踏まえ、環境省と変更実施計画書案について順調に協議を行っており、事業費及び事業期間等についても計画書案に記載したとおり、平成25年3月末までに環境大臣同意を得られる見込みです。

平成 24 年 11 月 26 日

青森県知事 三 村 申 吾 殿

青森県環境審議会  
会長 福士 憲一



青森県環境審議会に対する諮問事項について（答申）

平成 24 年 11 月 26 日付け青環第 1276 号で諮問のあった下記事項については、  
審議の結果適当と認められます。

記

「青森・岩手県境不法投棄事案に係る特定支障除去等事業実施計画の変更（案）」  
について

田収発第1998号  
平成24年11月27日

青森県知事 三村申吾 殿

田子町長 山本晴美



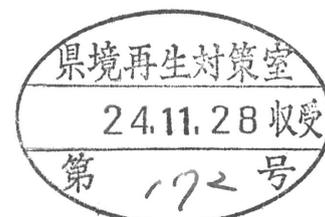
青森・岩手県境不法投棄事案に係る特定支障除去等事業実施計画書  
の変更に係る意見聴取について(回答)

平成24年11月12日付け青県境第161号で照会のあった標記の件について、原案のとおり決定することを適当と認めます。なお、回答に当たり、下記のとおり田子町の意見を付記します。

記

1 全般的事項

- (1) これまでのほぼ10年間にわたる特定支障除去等の実施において、計画に基づきどれだけ事業が実施出来たのか、また何が出来なかったためさらなる10年間の事業期間延長となったのかなどについて、平易な文言でもって地元住民のみならず広く県民、国民に知らせる必要があると考える。
- (2) 青森県も、次世代にこのような負の財産を残したくないという思いは、地元住民と一致していると考え。今後も次世代に負の財産を残さないという意志でもって、地元住民と一緒に行動していただきたい。
- (3) これまで既に実施計画策定・変更時に当町では様々な観点から意見を申し上げてきており、その意見の趣旨及び当町の願いについては、青森県においては十分斟酌してきていただいたことに感謝するとともに、今後とも十分にご勘案いただくようお願い申し上げます。



## 2 「Ⅲ特定産業廃棄物に起因する支障の除去の方法 4汚染拡散防止対策 (2)長期的対策(平成17年度以降)」について

現場内の汚染水を揚水浄化する方法については、3年程度経過後に中間評価を行い必要に応じて見直すとしているが、その見直し方法や内容については、県境不法投棄現場原状回復対策推進協議会の場のみならず、直接地元住民に説明をし、意見や要望を聞き入れていただきたい。このことは、安全・安心の観点からは10年という十分なる対策の期間を設ける変更実施計画の考え方を評価する考えとともに、農業経営者を中心とする住民においては、風評被害防止の観点などからもっと早く対策を終了してもらいたいという願いもあることから、より早く汚染浄化を終了できる技術的検討も継続的に行うべきことと考える。

なお、「現場は一つ」という考えに基づき、岩手県側から流入する地下水の対策については、両県が十分意思疎通、連携、技術的知見の共有をもって今後対処しつつ、とりわけ岩手県における変更実施計画案では、平成25年度以降およそ5年間で対策を終了するとされていることから、その終了後においても、両県の連携、責任の体制を継続すべきことと考えている。また、5年後に岩手県の実施計画に基づく事業が終了したときにおいて、流入防止対策として設置した鋼矢板については、より安全的観点から、地元としては青森県の対策が終了するまでは残置すべきものとする。

## 3 「Ⅲ特定産業廃棄物に起因する支障の除去の方法 4汚染拡散防止対策 (3)汚染拡散防止対策の終了」について

「2県境不法投棄現場原状回復対策推進協議会における協議 (2)協議会の了承が得られた実施計画の変更内容 ②現場の最終的な保全目標は、地下水、表流水、大気及び騒音については環境基準以下、土壌については周辺環境と同等となるように汚染拡散防止対策に取り組む。」という考え方と同様、「現場周辺地下水及び表流水並びに現場内地下水が環境基準以下」という汚染防止対策終了の考え方を是非とも堅持すべきものとする。これは、不法投棄現場が元来自然林であったところで、他の不法投棄事例に見られるような廃棄物の処分場でなかったことからでもあり、また、岩手県の実施計画においても「支障の除去の完了確認は、各種環境基準への適合」となっていることとの整合においても、必然の帰結と考える。

なお、以前から申し上げているように、今後、1,4-ジオキサンのような現行実施計画の考慮の対象となっていない新たな物質が環境基準等の規制の対象となった場合及び基準値等の改定により規制が厳しくなった場合には、過去にさかのぼり、汚染拡散防止対策のみならず、撤去などの対策を講じるべきと考える。

事 務 連 絡

平成 24 年 12 月 7 日

青森県環境生活部県境再生対策室 御中

環境省廃棄物・リサイクル対策部

産業廃棄物課適正処理・不法投棄対策室

特定産業廃棄物に起因する支障の除去等に関する特別措置法に基づく青森・岩手県境不法投棄事案に係る特定支障除去等事業実施計画書（変更案）に関する行政対応検証ヒアリングの結果について

標記については下記のとおりとなりましたので、貴県が策定中の実施計画書（変更案）に当該結果を反映願います。

1. 排出事業者に対して可能な限り費用求償に努めること。また、場合によっては自主撤去等を促すなどしていただきたい。
2. 特定産業廃棄物の処分者、特に役員に対して、責任追求の余地があるかどうか検討していただきたい。
3. 再発防止策について、他県等の施策も考慮しつつ、着実に実行していただきたい。

事 務 連 絡

平成 25 年 2 月 6 日

青森県環境生活部  
県境再生対策室 御中

環境省廃棄物・リサイクル対策部  
産業廃棄物課適正処理・不法投棄対策室

第 20 回原状回復特定事業に関する調査会（青森・岩手県境不法投棄事案に係る特定支  
障除去等事業実施計画（青森県分））の結果について

標記については別添のとおりとなりましたので、貴県が策定中の実施計画（変更案）に  
当該結果を反映願います。

## 第 20 回 原状回復特定事業に関する調査会（青森県田子町県境事案）の結果

### 1. 審議結果

- ・揚水浄化にあたり、効率的に実施するためにも上位帯水層および下位帯水層の状況を考慮して、浄化の考え方をそれぞれ分けて検討すること。
- ・揚水井戸については、設置場所により揚水量が異なることが懸念されることから、水の流れ、透水係数、地層の傾斜等を考慮して本数、配置場所および深度を検討すること。
- ・浄化方法の中間評価の実施については、評価方法を、現段階である程度決めておくこと。

### 2. 意見

- ・揚水浄化にあたり、縦横断図による地形の把握および上位と下位の帯水層に対する浄化の考え方を分けて検討することも必要と思われる。
- ・つぼ掘り部が上位帯水層と下位帯水層にまたがって掘られた箇所があるが、埋め戻すことによって帯水層を遮断した際に、埋め方によって上流側に影響を与える場合も想定して検討する必要があると思われる。
- ・揚水井戸の本数、配置場所および深度については、設置場所により揚水量が異なることが懸念されることから、水の流れ、透水係数、地層の傾斜等を考慮して検討することが肝要と思われる。
- ・浄化方法の中間評価の実施については、評価方法を、現段階である程度決めておいた方が良いと思う。
- ・1,4-ジオキサンについては、ばっ気により揮散することはあり得るが、促進酸化で処理して濃度を落とすことが肝要と思われる。
- ・水処理にあたり、1,4-ジオキサン以外にダイオキシンにも留意した方が良いと思われる。

以 上